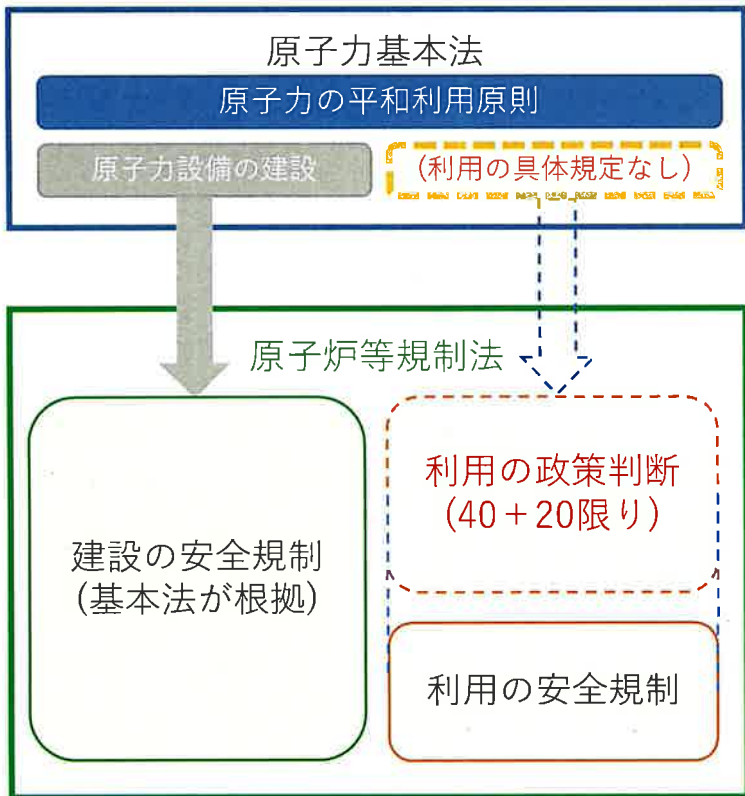


改正の方向性

< 現行 >

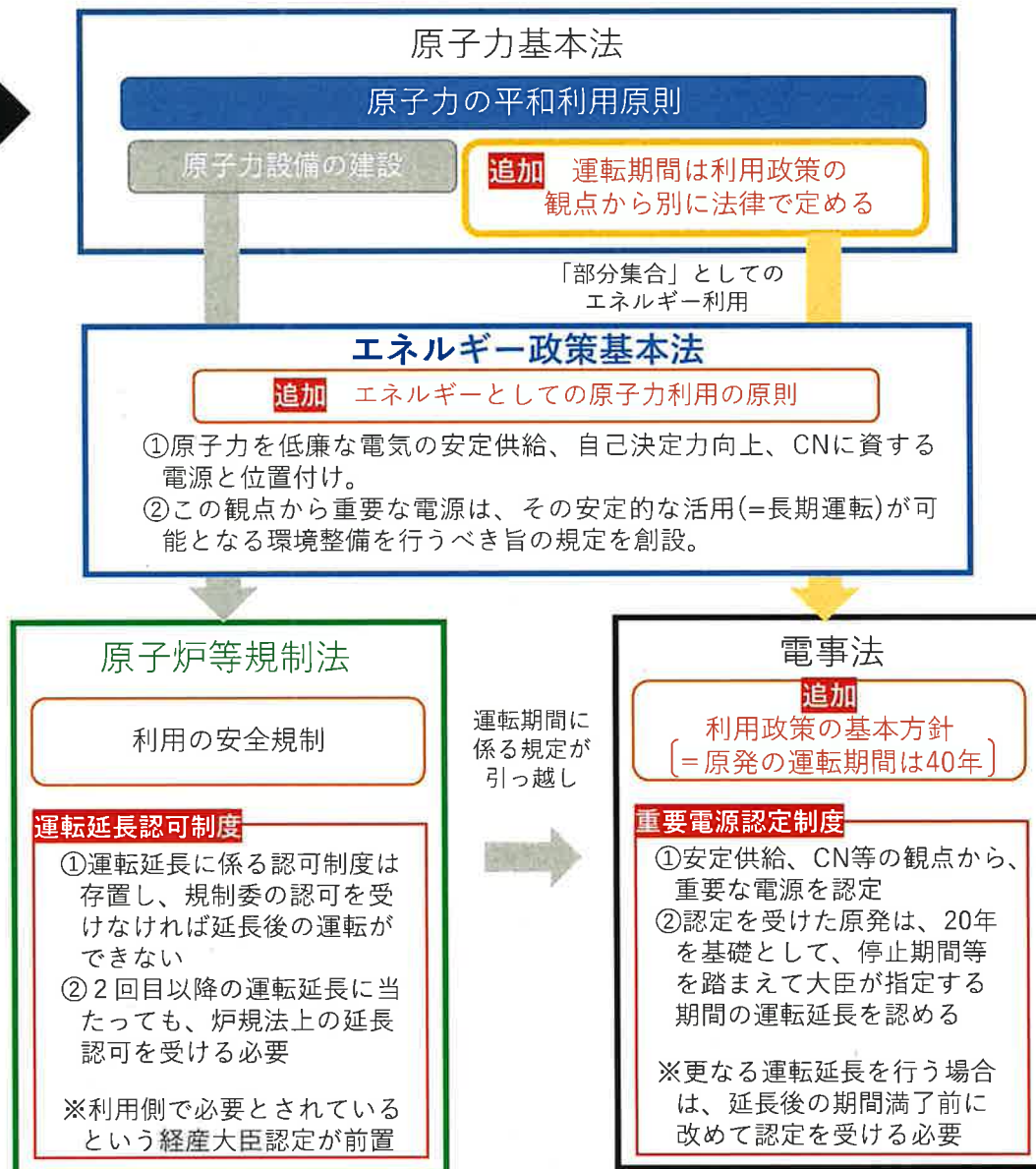


⇒ 運転期間について、炉規法（規制）と電事法（利用）の関係（デマケ）整理が必要。

⇒ 原子力基本法とエネルギー政策基本法を改正することで対応する。

< 改正の方向性 >

※エネ基本法、原子力基本法、電事法、炉規法等の束ね改正。



運転期間に係る規定が引越し



①安定供給、CN等の観点から、重要な電源を認定
②認定を受けた原発は、20年を基礎として、停止期間等を踏まえて大臣が指定する期間の運転延長を認める

※更なる運転延長を行う場合は、延長後の期間満了前に改めて認定を受ける必要

<電気事業法の改正イメージ>

- 第A条 原子力発電事業者（原子力を原動力とする発電用の電気工作物（以下「原子力発電工作物」という。）をその発電事業の用に供している発電事業者をいう。以下同じ。）が、その維持し、及び運用する原子力発電工作物をその発電事業の用に供することができる期間（以下「運転期間」という。）は、当該原子力発電工作物について最初に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「原子炉等規制法」という。）第四十三條の三の十一第三項の確認を受けた日から起算して四十年とする。
- 2 原子力発電事業者は、運転期間を延長しようとするときは、その期間が満了する日までに、当該運転期間に係る原子力発電工作物について、経済産業大臣の認定を受けなければならない。
 - 3 経済産業大臣は、前項の認定の申請に係る原子力発電工作物が、安定的な電気の供給及びその自律性の向上並びに我が国における二千五十年までの脱炭素社会の実現に向けた発電事業における非化石エネルギー源（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第二条第二項に規定する非化石エネルギー源をいう。以下同じ。）の利用の促進のために重要なものであると認めるときは、前項の認定をするものとする。
 - 4 認定原子力発電事業者（第二項の認定を受けた原子力発電事業者をいう。）が運転期間を延長することができる期間は、二十年を基礎として、次の各号に掲げる事項を勘案して経済産業大臣が指定する期間とする。
 - 一 延長しようとする期間における電気の需給の見通し
 - 二 延長しようとする期間における発電事業における非化石エネルギー源の利用の見通し
 - 三 当該認定原子力発電事業者には予見し難い社会情勢の変化その他やむを得ない事由による当該認定に係る原子力発電工作物の停止期間
 - 5 前三項の規定は、認定原子力発電事業者が、延長後の運転期間を延長しようとする場合に準用する。
 - 6 前各項に規定するもののほか、認定の申請その他認定に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

<原子炉等規制法の改正イメージ>

第四十三条の三の三十二 電気事業法第A条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の認定を受けた発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会の認可を受けた後でなければ、同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により経済産業大臣が指定する期間（以下「指定期間」という。）において、当該認定に係る発電用原子炉を運転してはならない。

- 2 前項の認可を受けようとする発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。
- 3 原子力規制委員会は、前項の認可の申請に係る発電用原子炉が、長期間の運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況を踏まえ、安全性を確保するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合していると認めるときに限り、同項の認可をすることができる。
- 4 前三項に規定するもののほか、認可の申請その他認可に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

<参考>現行の原子炉等規制法

第四十三条の三の三十二 発電用原子炉設置者がその設置した発電用原子炉を運転することができる期間は、当該発電用原子炉について最初に第四十三条の三の十一第三項の確認を受けた日から起算して四十年とする。

- 2 前項の期間は、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けて、一回に限り延長することができる。
- 3 前項の規定により延長する期間は、二十年を超えない期間であつて政令で定める期間を超えることができない。
- 4 第二項の認可を受けようとする発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。
- 5 原子力規制委員会は、前項の認可の申請に係る発電用原子炉が、長期間の運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況を踏まえ、その第二項の規定により延長しようとする期間において安全性を確保するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合していると認めるときに限り、同項の認可をすることができる。